

- 2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては、議長の、委員会（法第109条に規定する常任委員会（以下「常任委員会」という。）、法第109条の2に規定する議会運営委員会及び法第110条に規定する特別委員会をいう。以下同じ。）にあっては、委員長の許可を得て反問することができる。
- 3 議員は、本会議の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

（政策提案の説明要求）

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠
- (3) 関係する法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

（予算及び決算における政策説明）

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。

第5章 議会の組織・会議の運営

（議員定数）

第11条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮して、定めるものとする。

- 2 議員の定数の変更にあたっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

（会派）

第12条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

（議会運営と合意形成）

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。